

道路側溝蓋がけ工事について

現在、本市の財政は厳しい状況ではありますが、通学路における子供の安全確保など交通安全の向上を図るため道路側溝の蓋がけ工事を行っております。

つきましては、次の要件に該当する市道の蓋がけ工事を行いますので、各町内会において地元調整の上、『施工要望書』等の提出をお願いします。

1. 蓋がけ工事対象道路

- ① 通学路に指定されている市道(優先的に行う。) であれば
車両が通行し、現況の有効幅員(道路側溝幅を除く。)が4m未満の市道(別図1参照)
- ② 学校・公園・集会所など公共施設が接している市道(別図2参照) であれば
現況の有効幅員(道路側溝幅を除く幅員)が4m未満の市道(別図1参照)
- ③ 脱輪等車両事故が多発する交差点 であれば
隅切り部分及びその付近で脱輪事故が多発している市道交差点(別図1参照)

①には1組大石〜青木さん間が通学路であるが、幅員が4m以上で対象外。
②に該当する区間なし③に該当する区間があれば要望します。

2. 施工箇所

隣接者全員が民地と道路との境界を別図2の位置で同意した街区
①②は非住家、空地、駐車場などの所有者を含めた
街区全員の同意を要す。③は蓋掛けが及ぶ交差点全員の同意を要す。

3. 施工区分及び費用負担

1. 道路区域内の構造物は市が施工します。(別図3参照)
2. 道路工事によって生じる民地の段差の解消は民地所有者が行ってください。(別図3参照)

これが最重要。別図3の黒塗り箇所は
部分とりのみ外構は全て所有者の自己負担。

4. 施工要望書等の提出

町内会長名で隣接者全員の署名・押印の上、別紙の施工要望書及び道路境界・施工に関する承諾書等の提出をお願いします。

要望箇所が複数ある場合は、優先順位の設定をお願いします。

5. 施工時期

各町内会から提出された施工要望書等を基に予算要求を行います。財政事情が厳しい中実施しますので、要望書等の提出があった年度の次年度以降の工事となりますことをご理解ください。

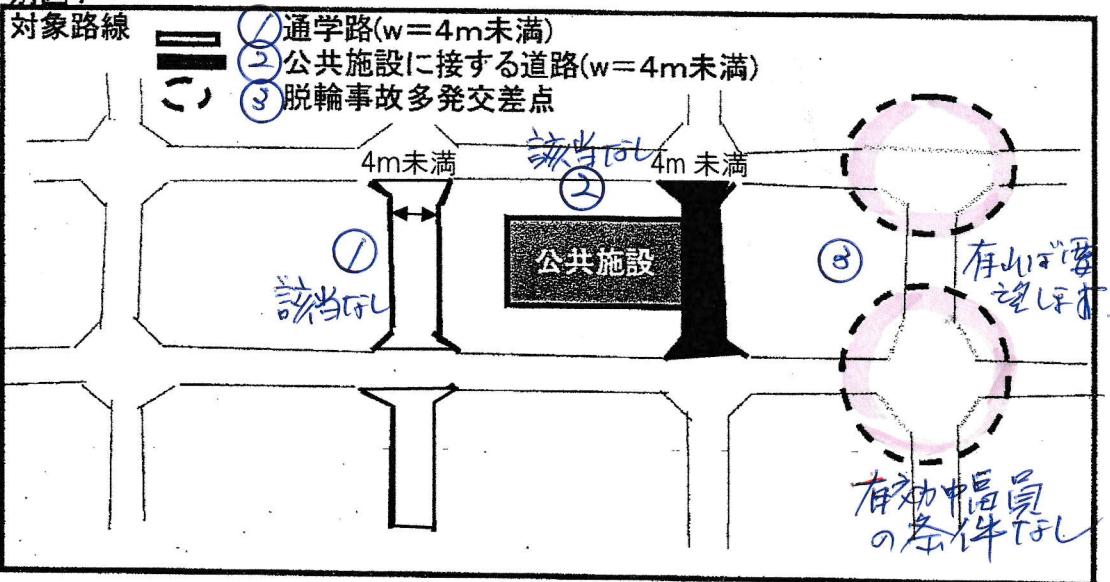
千尋 五郎 記者 自治会長 22.07.10.

H27 年度 地域整備課作成

まだ現行です。

別図1

対象路線

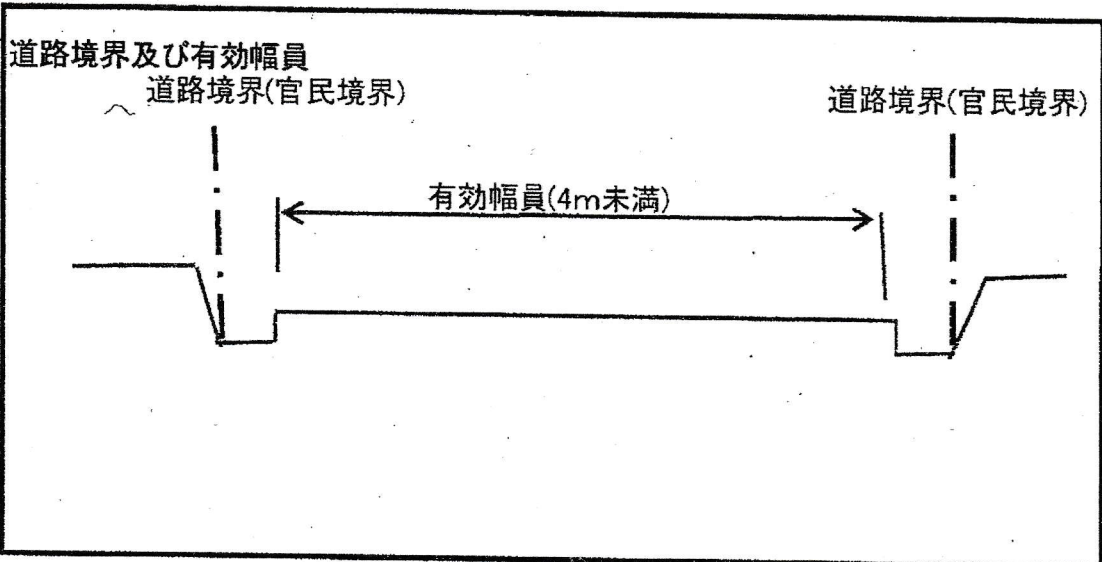


別図2

道路境界及び有効幅員

道路境界(官民境界)

道路境界(官民境界)



別図3

施工区分及び費用負担



市施工範囲



民地所有者施工及び費用負担 (含民地外構)

道路境界

道路境界

